



311子ども甲状腺がん 損害賠償請求訴訟

第1回口頭弁論期日
第1準備書面

2022年5月26日

原告ら訴訟代理人弁護士 中野 宏典



第1 はじめに

- (進行協議における被告代理人発言の概要)
- 「本件が科学的，医学的な裁判であり，科学的な知見に照らして因果関係が認められるか否かが最大の争点である」



進行協議における被告代理人発言

- 厳密な科学的メカニズムまで解明されなければ因果関係が認められないと主張したものだとするれば・・・



- 裁判所をミス・リード



法的因果関係の判断

- 因果の科学的メカニズムが詳らかに提示されるか否かに依存しない



経験則に基づく因果関係の判断

スイッチ
を押す



電灯が
つく



因果関係の判断は、配電図をみなく
てもできる



法的因果関係の判断

- 科学的知見を適切に扱うことは不可欠
- 科学に依拠した法的因果関係の判断が求められる



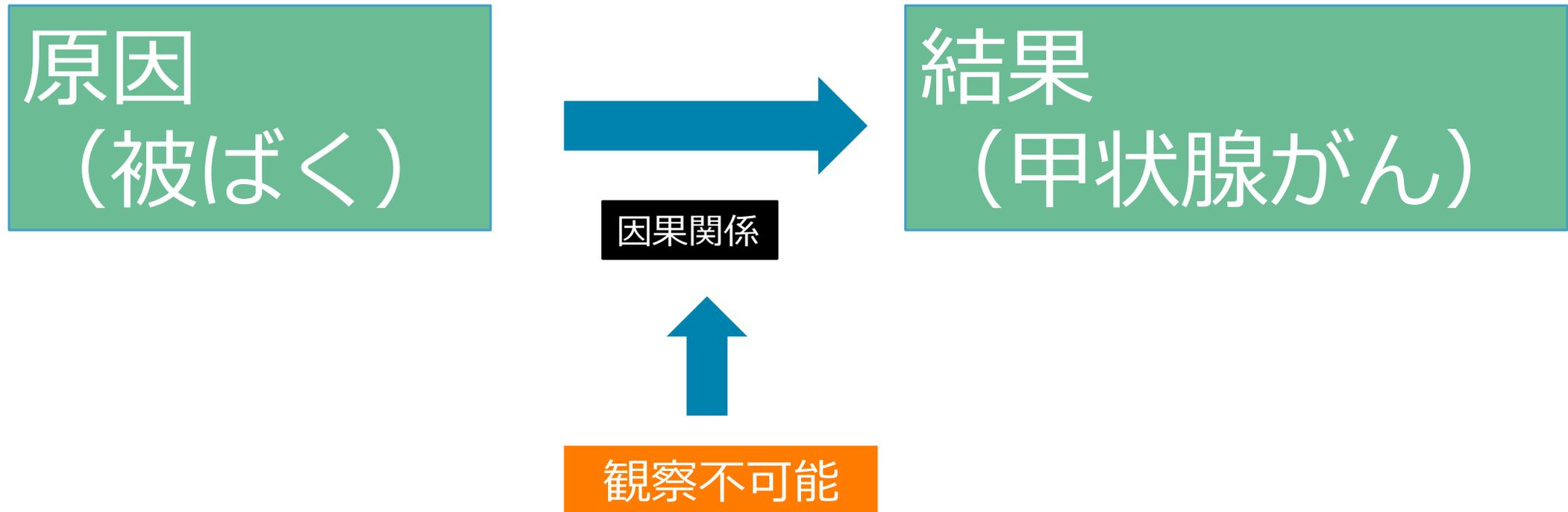
第2 因果関係について

(ここでお話しすること)

- 1 因果関係の判断枠組み
(因果関係は推論であること)
- 2 因果関係を推論する方法

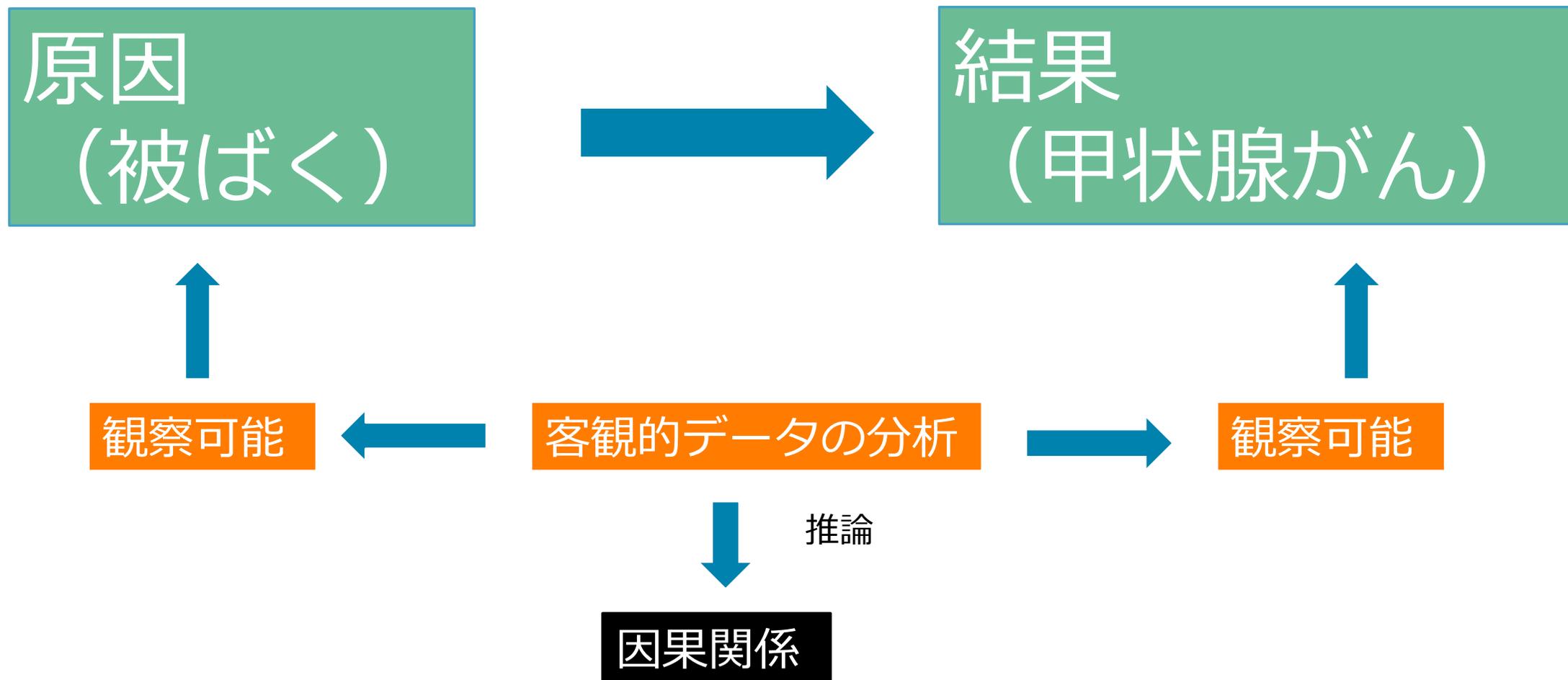


因果関係は直接観察できない





疫学 観察による推論





第3 疫学と過去の裁判例

- 富山イタイイタイ病訴訟の控訴審判決
- 「疫学を活用していわゆる疫学的因果関係が証明された場合には原因物質が証明されたものとして、法的因果関係も存在するものと解するのが相当」
- 四日市ぜんそく訴訟判決
- 「問題は、大気汚染と原告らの罹患または症状増悪との間の法的因果関係の有無であるから、それには、右大気汚染がなかったなら、原告らの罹患または症状増悪がなかったと認められるか否かを検討する必要がある、かつそれであり」



- 川崎第2次ないし第4次訴訟判決
- 「疫学的因果関係の判定基準を満たしているような場合には訴訟上の因果関係を証明する極めて重要な資料の一つ」



多数の裁判例
疫学的手法で個別的な
因果関係を認定



本件では原因物質が分かっている

【過去の一般的な公害訴訟】

- 原因物質を特定すること自体が困難であった

【本件】

- 福島第一原発事故で放出された放射性物質の一部（主に放射性ヨウ素）が小児甲状腺がんの原因物質であることは学術的にも確立した知見